

改正

平成30年4月1日告示第38号

多可町住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多可町における住宅の所有者が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅の倒壊から町民の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を全て満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）。

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 戸建住宅

一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

(3) 共同住宅

(2)に掲げるもの以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。

(4) 耐震診断

次のいずれかに該当するものを言う。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年改訂版）による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）

オ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 耐震基準

住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又は I_s を0.3以上とするものをいう。

(6) 安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

(7) 耐震改修計画策定

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。

(8) 耐震改修工事

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるいずれかものいい、カのみによる工事を除く。

ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は町長が別途認める工法（別表第2）による補強工事

オ 減築工事（減築後の住宅がこの条第1号に規定する住宅となるものに限る。）

カ 上記の工事に伴い必要となる附帯工事

(9) 屋根軽量化工事

住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、板葺等）に軽量化する工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(10) 建替工事

安全性が低い住宅を除却し、現行の建築基準法を満たす住宅を新たに建築する工事をいう。

(11) 防災ベッド等

住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置をいい、町長が別途認める工法（別表第2）及び補助対象となる防災ベット等（別表第3）に示すものをいう。

(12) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法

平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(13) 住宅改修業者登録制度

兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(14) 施工者

申請者の依頼を受けて、工事等を実施する者を言う。

(15) 事業の着手年月日

申請者と施工者が工事等の契約を締結した日とする。

(16) 事業の完了年月日

申請者が施工者に所定の費用を支払った日とする。

(17) 附帯工事

次の各号に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁の周囲91cmの範囲内における外壁並びに第2条第8号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取付けに係る工事

ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事（劣化の改善のみの工事は対象外）

（補助金の交付対象）

第3条 町は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）

に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第4に掲げるとおりとする。

（対象となる住宅の要件等）

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第1号から第3号に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

（1） 現況において、特定行政庁から「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条に規定する措置が命じられている住宅

（2） 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法第2条に規定する建築士が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあつては、この限りでない。

4 対象住宅のうち、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。なお、第1号から第3号までの場合にあつては、同意等を書する書面を添付するものとする。

（1） 申請者以外に所有権を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合にあつては、耐震改修工事を行うことについて当該権利者全員（生計を一にする同居の親族を除く。）の同意が得られていること。

（2） 住宅が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の建物である場合にあつては、耐震診断及び耐震改修計画の策定又は耐震改修工事を行うこと等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

（3） 所有者が死亡している場合にあつては、他の相続人全員の同意が得られていることを前提に相続人の代表者が申請できるものとする。なお、この場合にあつては、被相続人と相続人との関係が分かる戸籍謄本等の写しを添付するものとする。

（4） 2つ以上の建物が一体となって、一つの戸建て住宅を形成している場合にあつては、建物

ごとに補助対象となるか否かを判断する。ただし、それぞれの建物が第2条第1号に規定する住宅の要件を満たしていない場合であっても、同号ア、イ又はウのいずれか一つ以上の要件を満たし、かつ、全体として同号の要件を満たしているときは補助対象とみなす。また、この号の規定を適用する場合の補助金の額は、補助対象となる建物が複数棟であっても、戸建て住宅一棟分の額を限度とする。

(5) 安全性が低いと診断された構造上分離された部分がある住宅において、その一部のみの耐震改修工事を行おうとする場合にあっては、日常利用している部分に限り補助対象とする。

(6) 店舗等併用住宅において、店舗等部分が構造上分離されている場合にあっては、当該部分が1/2以上であっても、住宅部分を補助対象と見なす。

(7) 共同住宅で構造的に分離された部分があるとき（1棟が構造的に分離しているとき又は1敷地に複数棟あるとき）において、部分ごとに耐震基準を満たす場合にあっては、補助申請年度を複数年度に分けて取り扱うことができるものとする。なお、この場合における補助限度額は、耐震改修工事を行う構造的に分離された部分の補助対象戸数を基に算定することとする。

(8) 耐震改修工事に伴い、構造上一体増築を行う場合にあっては、増築後の建築物の構造方法が建築基準法の規定に適合していること。

5 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助金については、一の補助事業の対象につき、1回限りとする。

（補助事業の対象となる者）

第5条 補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 住宅の所有者が町外に居住している場合にあっては、次の全ての要件を満たしている者に限り、所有者の親族を補助事業の対象者と見なす。

ア 町外での居住が、単身赴任など一時的なものであること。

イ 所有者と生計を一にする親族が町内に居住していること。

(2) 交付申請後に申請者が死亡した場合にあっては、申請者の相続人の代表者に限り、本事業を引き継ぐことができる。なお、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を速やかに町に報告するとともに、次の書類を提出するものとする。

ア 相続人代表者指定（変更）届兼同意書（様式第相続1号）

イ 申請者と本事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類（被相続人と相続人との関係が分かる戸籍謄本等の写し）

ウ 工事費補助にあつては、本事業を引き継ぐ者の所得証明書、完納（納税）証明書の写し

(3) 前号に規定する本事業を引き継ぐ者は、申請者に代わって要綱第13条の規定に基づく本事業の完了実績の報告をしなければならない。

2 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でない者

（補助事業の対象となる経費）

第6条 共同住宅で増築を伴う場合、増築部分に係る改修工事費補助の対象となる経費は、建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に係る工事に要する費用とする。

2 戸建住宅で増築を伴う場合、改修工事費補助の対象となる経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。

3 共同住宅で耐震改修工事前後で対象となる住宅の戸数に増減がある場合、改修工事費補助の対象となる経費は、耐震改修工事後の住宅の戸数により上限額を算定するものとする。

4 店舗等併用住宅の場合、改修工事費補助の対象となる経費は、住宅部分に限るものとし、店舗等の用に供する部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。ただし、戸建住宅については、店舗等の用に供する部分に係る工事に要する費用も含むものとする。

5 住宅耐震改修計画策定費補助の対象となる経費には、工事の見積費用及び「耐震判定委員会」等の建物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等に要する費用を含むものとする。

6 「簡易耐震改修工事費補助」の補助対象となる経費は、耐震診断・耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用を原則とする。ただし、耐震診断・耐震改修計画の策定を自ら行った場合は、耐震改修工事に要する費用のみを補助対象としても差し支えないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 第3条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び町長が別に定める添付書類をその指定する期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると

きは、条件を付するものとする。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第9条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（1） 補助事業に要する経費の配分の変更（町長が別に定める軽微な変更を除く。）

（2） 補助事業の内容の変更（町長が別に定める軽微な変更を除く。）

（3） 補助事業の中止又は廃止

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該補助事業者には通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第11条 補助事業者は、第8条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第7号）及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、第8条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、当該補助事業者には通知するものとする。

3 第8条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

（補助事業の遂行状況報告等）

第12条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 町長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施することができる。
- 3 町長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、第8条第3項の通知の際、中間検査実施通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第10号）を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第8条の交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第11号）及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第14条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第12条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施した場合について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第15条 町長は、補助事業の完了に係る第13条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 町長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第13号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第17条 町長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、第15条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

3 前2項の場合において、加算金又は遅延利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 町長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（全体設計の承認）

第20条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第15号）を町長に提出することができる。

2 町長は、全体設計承認申請書を受領し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

（設計の確認）

第21条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第16号）及び町長が別に定める添付書類を町長に提出することができる。

（実績の公表）

第22条 町長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第23条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第24条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

（補則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（多可町住宅耐震化建替事業補助金交付要綱等の廃止）

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 多可町住宅耐震化建替事業補助金交付要綱（平成27年告示第52号）
- (2) 多可町防災ベッド等設置事業補助金交付要綱（平成27年告示第53号）
- (3) 多可町屋根軽量化工事事業補助金交付要綱（平成28年告示第26号）

附 則（平成30年4月1日告示第38号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第5号関係)

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
(二)	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ I_{s0} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(四)	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ I_{s0} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(五)	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第4号カによるもの	全て	上記(一)から(五)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第2 (第2条(8)エ、(11)関係)

1	(一財) 日本建築防災協会の防災技術協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定をうけたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3 (第2条11号関係)

補助対象となる防災ベッド等の一覧

番号	名称	会社名
1	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
2	防災ベッド 標準型 BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業

4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
8	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
9	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
10	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっく庫くらぶ
11	減災寝室	有限会社扇光

別表第4（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助	
	住宅耐震改修計画策定費補助	
	次に掲げる要件を全て満たす者。 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者。 （1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの （2）平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの （3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの 2 税の滞納がない者 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費。ただし、「屋根軽量化工事費補助」を受けたものを除く。	
補助率	2/3	
補助金の額	戸建住宅	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000円を限度とする。
	共同住宅	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。

	ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、40,000円／戸を限度とする。
適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p>

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次に掲げる要件を全て満たす県民（個人）。</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く）の補助金をうけたものを除く）を所有する者。</p> <p>（1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>（2）平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>（3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円以下の者。</p> <p>3 税の滞納がない者。</p> <p>4 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する</p>

	者。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（但し戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る）。
補助率	戸建住宅：定額、共同住宅：1／2
補助金の額	戸建住宅 補助事業の対象となる経費が50万円以上100万円未満の場合は30万円、100万円以上200万円未満の場合は50万円、200万円以上300万円未満の場合は80万円、300万円以上の場合は100万円とする。 ただし、この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅 実際の耐震改修工事に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は400,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
適用除外する事項	—
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす県民（個人）。 <ol style="list-style-type: none"> 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供す

	<p>る部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く)の補助金を受けたものを除く)を所有する者。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が0.7未満のもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円以下の者。</p> <p>3 税の滞納がない者。</p> <p>4 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事(総額が500,000円以上のものに限る。)に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。</p>
補助率	<p>定額</p>
補助金の額	<p>500,000円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s 値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、33,000円(定額)とする。</p>
適用除外する事項	<p>—</p>
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	屋根軽量化工事費補助
	<p>次に掲げる要件を全て満たす県民（個人）。</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く）を所有する者。</p> <p>（1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（評点が0.7以上に限る）</p> <p>（2）平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上のもの</p> <p>（3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上のもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円以下の者。</p> <p>3 税の滞納がない者。</p> <p>4 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費。（住宅の屋根の全部分を非常に重い屋根から重い屋根又は軽い屋根に軽量化しない場合にあつては、屋根軽量化工事の結果、地震に対して安全な構造となっていることが確認できること。）
補助率	定額
補助金の額	500,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	1 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正

	化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。
--	---

補助事業の対象となる者	<p style="text-align: center;">建替工事費補助</p> <p>以下の全ての要件を満たす県民（個人）。</p> <p>(1) 除却する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く）の補助金を受けたものを除く）の所有者又はその2親等以内の親族である者</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>(3) 所得が12,000千円以下の者。</p> <p>(4) 税の滞納がない者</p> <p>(5) 除却する住宅の所有者が二人以上ある場合は、全ての所有者の同意が得られていること（ただし、生計を一にする親族で、同居している者の同意は除く。）。</p> <p>(6) 所有者が死亡している場合にあつては、他の相続人の同意が得られていること（被相続人と相続人の関係が分かる戸籍謄本等を添付すること。）。</p> <p>(7) 新たに建築する住宅の所有者が自己の居住の用に供すること。</p> <p>(8) 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族が町外に居住している場合にあつては、新たに建築する住宅に居住する場合に限り、補助の対象者とみなすものとする。</p> <p>(9) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがない者</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、第1項の住宅を第2項の住宅に同一敷地内で建て替える工事（総額が1,000,000円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型</p>

	<p>改修工事)」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。</p> <p>1 以下の全ての要件を満たす住宅（除去する住宅）。</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの要件をみたすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(4) 一敷地の住宅で安全性が低いと診断された別棟及び構造上分離された部分がある場合において、その一部のみを除却しようとする場合には、除却されない部分が住宅の要件を満たさず、かつ、新たに建築する住宅が住宅の要件を満たすこと。</p> <p>2 以下の全ての要件を満たす住宅（新たに建築する住宅）。</p> <p>(1) 建築基準法に適合すること。</p> <p>(2) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 兵庫県住宅再建共済制度に加入するもの</p>
補助率	定額
補助金の額	1,000,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

補助事業の対象となる者	<p>防災ベッド等設置助成事業</p> <p>以下の全ての要件を満たす者</p> <p>1 補助事業の対象となる住宅の居住者（所得が12,000千円以下の者に限る。）</p>
-------------	---

	2 税の滞納がない者
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費。</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>以下の全ての要件を満たす住宅。</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く）の補助金をうけたものを除く）。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅。（兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）</p>
補助率	定額
補助金の額	100,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

別に定める事項

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
<p>第7条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 4 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 5 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要なとなる書類 6 完納(納税)証明書(写し)(発行から1ヶ月以内) 7 誓約書 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第10条第1項 (内容変更申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の対象となる住宅の変更 <p>(添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第11条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第12条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
<p>第13条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)

	<p>2 耐震改修工事費用の見積書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図(耐震改修前後)</p> <p>(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</p> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。</p>
第24条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第7条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第耐震1-2号(耐震改修工事住宅概要書)</p> <p>2 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分)</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</p> <p>5 所得証明書(写し)(全住戸分)(最新年度で、発行から6ヶ月以内)</p> <p>6 完納(納税)証明書(写し)(全住戸分)(発行から1ヶ月以内)</p> <p>7 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図(耐震改修前後)</p>

	<p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>8 耐震改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事に建築確認申請が必要な場合のみ）</p> <p>9 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>11 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)</p> <p>12 誓約書</p> <p>13 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p> <p>※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、4及び7の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p> <p>（指定期日） 当該各事業に着手する前。</p>
第10条第1項 （内容変更申請）	<p>（軽微な経費配分の変更） 補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>（軽微な事業内容の変更） 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>1 補助事業の対象となる住宅の変更</p> <p>（添付書類） 第7条関係の各添付書類に準じる。</p>
第11条第1項 （変更交付申請）	<p>（添付書類） 第7条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>（指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第12条第1項 （遂行状況報告）	<p>（報告事項等）</p> <p>1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</p>
第13条 （実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書)</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</p> <p>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p>

	6 住民票（写し）（全住戸分）（発行から1ヶ月以内） 7 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） （指定期日）当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。
第24条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内容
	簡易耐震改修工事費補助
第7条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所得証明書（写し）（最新年度で、発行から6ヶ月以内） 4 完納（納税）証明書（写し）（発行から1ヶ月以内） 5 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 耐震改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事に建築確認申請が必要な場合のみ） 7 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し 8 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 9 誓約書 10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第10条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。
第11第1項	(添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。

(変更交付申請)	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震簡2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書) 4 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 様式第耐震簡4号(耐震改修工事実施確認書) 6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 住民票(写し)(発行から1ヶ月以内) 9 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。
第24条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) ー

関係条項	内容
	屋根軽量化工事費補助
第7条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書)

	<p>5 所得証明書（写し）（最新年度で、発行から6ヶ月以内）</p> <p>6 完納（納税）証明書（写し）（発行から1ヶ月以内）</p> <p>7 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図（間取図）、現況写真等</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容（仕様等）が確認できる図書</p> <p>8 耐震改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事に建築確認申請が必要な場合のみ）</p> <p>9 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>10 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)</p> <p>11 誓約書</p> <p>12 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p> <p>（指定期日）当該各事業に着手する前。</p>
第10条第1項 （内容変更申請）	<p>（軽微な経費配分の変更）補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>（軽微な事業内容の変更）</p> <p>次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>1 補助事業の対象となる住宅の変更</p> <p>（添付書類）第7条関係の各添付書類に準じる。</p>
第11条第1項 （変更交付申請）	<p>（添付書類）第7条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>（指定期日）補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第12条第1項 （遂行状況報告）	<p>（報告事項等）</p> <p>1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</p>
第13条 （実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書)</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書)</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</p> <p>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>6 住民票（写し）（発行から1ヶ月以内）</p> <p>7 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの））</p>

	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。
第24条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) ー

関係条項	内容
	建替工事費補助
第7条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 除却する住宅の簡易耐震診断等結果の写し 4 申請者の所得証明書(写し)(最新年度で、発行から6ヶ月以内) 5 完納(納税)証明書(写し)(発行から1ヶ月以内) 6 2親等以内の親族が申請者の場合はその旨を証するもの(戸籍謄本等) 7 既存住宅の分かる書類(付近見取図、各階平面図、現況写真等) 8 建替工事の見積書 9 様式第建防2号(補助金算定・精算書) 10 誓約書 11 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
第10条第1項 (内容変更申請)	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の対象となる住宅の変更 <p>(添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。</p>
第11条第1項 (変更交付申請)	<p>(添付書類) 第7条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第12条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)

<p>(実績報告)</p>	<p>1 交付決定通知書の写し</p> <p>2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書</p> <p>(2) 前2号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類</p> <p>3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>4 申請者の住民票（写し）（発行から1ヶ月以内）</p> <p>5 新たに建築する住宅の検査済証等</p> <p>6 補助金算定・精算書(様式第建防2号)</p> <p>7 工事写真(除去工事前、除去工事中、除去工事完了後、新築工事完了後)</p> <p>8 兵庫県住宅再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p> <p>（指定期日）当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。</p>
<p>第24条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限期間) —</p>

関係条項	内容
<p>第7条 (交付申請)</p>	<p>防災ベッド等設置助成事業</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 様式第建防1号（住宅概要書）</p> <p>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</p> <p>3 簡易耐震診断等結果</p> <p>4 住民票（写し）（発行から1ヶ月以内）</p> <p>5 所得証明書（写し）（最新年度で、発行から6ヶ月以内）</p> <p>6 完納（納税）証明書（写し）（発行から1ヶ月以内）</p> <p>7 既存住宅のわかる書類(付近見取図、各階平面図、設置予定場所の写真等)</p> <p>8 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</p> <p>9 誓約書</p>

	10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） （指定期日）当該各事業に着手する前。
第10条第1項 （内容変更申請）	（軽微な経費配分の変更）補助金の額に変更を生じないもの。 （軽微な事業内容の変更） 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 （添付書類）第7条関係の各添付書類に準じる。
第11条第1項 （変更交付申請）	（添付書類）第7条関係の各添付書類に準じる。 （指定期日）補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項 （遂行状況報告）	（報告事項等） 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条 （実績報告）	（添付書類） 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し 3 工事写真(設置前、設置中、設置完了後) 4 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） （指定期日）当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月25日のいずれか早い日。
第24条第1項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） —

補助金交付申請書

年 月 日

多可町長 様

(申請者) (〒 -)
住 所
団 体 名
代表者名 印
(上記代理人) (〒 -)
住 所
氏 名 印
(連絡先の電話番号)
(連絡先のFAX番号)

年度において、多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）を下記のと
おり実施したいので、補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第7条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の内容及び経費区分（別記）
2. 事業の着手年月日 年 月 日（予定）
事業の完了年月日 年 月 日（予定）
3. 添付書類
（補助種別に応じて、補助要綱の「別に定める事項」より転記）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

多可町長

年 月 日付けで申請のあった多可町住まいの耐震化促進事業
（ 補助）補助金については、金 円を下記の条件を付して
交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は多可町住まいの耐震化促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、年3月25日までに完了しなければならない。
- 6 住宅耐震改修計画策定費補助以外の補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

※ 本事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を兵庫県のホームページで公表できる事業者との契約が必要となりますのでご注意ください。

別紙（補助金交付の条件）

1. 事業の遂行状況の確認のため、中間検査を行う場合がある。
2. 簡易耐震改修工事費補助の申請者が希望する場合、計画策定後着工までの間に、設計確認書を提出することが出来ます。
3. 実績報告の際には、以下の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前、施工中、施工後）を提出すること。
 - (1) 基礎工事
アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修 等
 - (2) 耐力壁設置工事
既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠蔽される部分を含む）、床補強工事 等
 - (3) 屋根工事
既存瓦、既存軒樋撤去、下地補修 等
 - (4) その他の工事
交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

（ご注意）

工事写真の撮り忘れ等により必要な書類が提出来ない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

様式第3号（第10条関係）

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

多 可 町 長 様

(申請者) (〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(上記代理人) (〒 -)

住 所

氏 名

印

(連絡先の電話番号)

(連絡先のFAX番号)

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、 年度多可町
住まいの耐震化促進事業（ 補助）について、次のとおり交付決定の内容を変
更したいので、承認願いたく、補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請します。

記

1. 変更の理由

2. 事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に()書き、変更後を下段に記入する。）

様式第4号（第10条関係）

補助事業中止（廃止）承認届出書

年 月 日

多 可 町 長 様

(申請者) (〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(上記代理人) (〒 -)

住 所

氏 名

印

(連絡先の電話番号))

(連絡先のFAX番号))

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、 年度多可町
住まいの耐震化促進事業（ 補助）について、次のとおり中止（廃止）したいの
で、承認願いたく、補助金交付要綱第10条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 廃止予定年月日

年 月 日

中止予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号（第10条関係）

補助金交付決定内容変更承認通知書

第 年 月 日

様

多可町長

年 月 日付 第 号で変更申請のあった多可町住まいの耐震化促進事業
（ 補助）補助金については、下記のとおり変更を承認することに決定したので、
通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、 年 月 日付 第 号の補助金交付決定通知書第3項から第6項までを準用する。

様式第6号（第10条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 年 月 日

様

多可町長

年 月 日付 第 号で中止（廃止）届出のあった多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）補助金については、下記のとおり承認することに決定したので、通知します。

記

- 1 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認届出書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第7号（第11条関係）

補助金変更交付申請書

年 月 日

多可町長様

(申請者) (〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

印

(上記代理人) (〒 -)

住 所

氏 名

印

(連絡先の電話番号)

(連絡先のFAX番号)

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、 年度多可町住
まいの耐震化促進事業（ 補助）の内容を下記のとおり変更し、補助金
（ ）

円の交付を受けたいので承認願いたく、補助金交付要綱第11条第1
項の規定により、申請します。

記

1. 変更の理由

以下、補助金交付申請書の様式に準じる。

(注) 変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。

補助金交付決定変更通知書

第 年 月 日

様

多可町長

年 月 日付けで変更申請のあった多可町住まいの耐震化促進事業
（ 補助）補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したの
で、通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増（△減）額決定額	円
- 補助金交付の条件等については、上記のほかは、 年 月 日付 第 号の補助金交付決定通知書第3項から第6項までを準用する。

中間検査実施通知書

第 年 月 日 号

様

多可町長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記住宅について、多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）の中間検査を行うこととしたので、通知します。

中間検査の受検に際しては、申請者側から多可町役場に連絡いただき、検査日時の日程調整をしてください。

中間検査を受検しなかった場合、補助金が交付できない場合があります。補助事業者は、中間検査時に申請書の写し及び契約書の原本を準備してください。

記

- 1 補助事業者
- 2 対象住宅所在地

《連絡先》

多可町役場 定住推進課

TEL : 0795-32-4776

FAX : 0795-30-2201

Mail : teijyu@town.taka.lg.jp

補助事業遂行困難状況報告書

年 月 日

多可町長様

(申請者) (〒 -)
住 所
団 体 名
代表者名 印
(上記代理人) (〒 -)
住 所
氏 名 印
(連絡先の電話番号)
(連絡先の FAX 番号)

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、 年度多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので承認願いたく、補助金交付要綱第12条第4項の規定により、報告します。

記

1. 事業の遂行が困難な理由

2. 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

年 月 日

多可町長様

(申請者) (〒 -)
住 所
団 体 名
代表者名 印
(上記代理人) (〒 -)
住 所
氏 名 印
(連絡先の電話番号)
(連絡先の FAX 番号)

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、 年度多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告します。

記

以下、補助金交付申請書の様式に準ずる。

(注) 申請内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 補助金は、見込み額を記入する。

(注) 決算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

様式第12号（第15条関係）

補助金額確定通知書

第 年 月 日 号

様

多可町長

年度多可町住まいの耐震化促進事業（ 補助）補助金として、下記のとおり補助金を確定したので、通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金請求書

金 円也

ただし、 年度多可町住まいの耐震化促進事業(補助)補助金

補助金確定額 円
 今回請求額 円

<根拠>

補助金確定通知 [第 号]
 [年 月 日]

上記のとおり、補助金を精算払いによって交付されたく、 年度多可町住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、請求します。

年 月 日

多可町長様

住 所
 団 体 名
 代表者名

印

振込先

金融機関名	金融機関名：
	支店名：
口座種別	普通・当座 (該当を○で囲む)
口座番号	
口座名義	(フリガナ) -----

注) 交付申請者の名義の振込先を記入してください。

補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日

様

多 可 町 長

年 月 日付けで申請のあった多可町住まいの耐震化促進事業
(補助) 補助金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

(取消しの理由)

収 支 予 算 書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

全体設計承認(変更)申請書

年 月 日

多可町長様

(申請者) (〒 -)
 住 所
 団 体 名
 代 表 者 名 印
 (上記代理人) (〒 -)
 住 所
 氏 名 印
 (連絡先の電話番号)
 (連絡先のFAX番号)

年度多可町住まいの耐震化促進事業 (補助)に係る工事について、
 補助金交付要綱第20条第1項の規定により、全体設計承認を受けたいので、申請します。

記

1. 対象住宅

所有者	
所在地	
建て方	1 戸建住宅 2 共同住宅 (戸)
階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
構造	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他 ()
延床面積	m ² (うち店舗等面積 m ²)
建築年月日	昭和 年 月 日

2. 経費の配分

	全体計画	年度別計画			
		平成	年度	平成	年度
補助事業に要する経費	円	円	円	円	円
補助対象経費	円	円	円	円	円
補助金の額	円	円	円	円	円

3. 事業期間(予定)

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 全体設計承認を必要とする理由

(備考) 全体設計の変更申請の場合には、変更前を上段かっこ書きとすること。

設 計 確 認 書

多 可 町 長 様

設 計 者 氏 名
 () 建 築 士 () 登 録 第 号
 建 築 士 事 務 所 名
 () 建 築 士 事 務 所 () 知 事 登 録 第 号

年 月 日 付 第 号をもって交付決定のあった耐震改修に要する経費等については、下記のとおり補助要件を満たしていることを確認しました。

記

1 設計内容

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果	(所 見)
評点_____	
4 改修後における耐震診断結果	(耐震改修の方針)
評点_____	(具体的な補強方法)
5 備 考	

2 補助対象経費

区 分	費 用	概 要
補 助 対 象 経 費	耐震診断費用	
	計画策定費用	
	耐震改修工事費用	
	計	
補助対象外経費		
総費用		

添付資料

- 1 チェックリスト
- 2 図面
- 3 設計計算書
- 4 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）

別紙チェックリスト

住まいの耐震化促進事業（簡易耐震改修工事費補助）チェックリスト

※耐震補強設計を行った建築士の方が記入してください

以下のとおり当該申請書について適切に作成されていることを確認しました。			
設計者氏名		印 ()	建築士 () 登録第 号
建築士事務所名	設計事務所		
	() 知事登録第 号		
住宅の所有者			
住宅の所在地			

【1】補強設計の適性チェック

(木造で「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法の場合)

YES 又は NO に○を記入してください。該当しない場合は-を記入してください。

項目	確認内容及び数値等記入	YES	NO
(1) 診断対象部分	昭和56年6月1日以降の増築部分が構造的に独立していることを確認した 建築物全体を耐震診断の対象とした		
(2) 改修前の評点	改修前の評点が0.7未満である		
(3) 改修後の評点	改修後の評点が0.7以上である		
(4) 耐震診断方法 (改修後)	次のア～ウいずれかに該当する(○で囲んでください) ア 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法もしくは精密診断法 イ 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 ウ 上記ア・イに掲げる方法と同等と認められる耐震診断耐震診断方法 ()		
(5) 延べ面積	耐震改修工事住宅概要書(様式第耐震第1号)とほぼ同じである 交付申請時()㎡と今回診断面積()㎡		
(6) 適用範囲	丸太組工法、旧38条認定、型式適合認定のいずれにも該当していない		
(7) モデル化	壁配置、柱スパン、各室形状等が構造図や診断モデルと整合している		
(8) 構造形式	平面的混構造ではない木造住宅である		
(9) 荷重の割増し	多雪区域なので割増しを行った 割増係数()倍		
(10) 地盤	地盤災害の可能性の有無を判断するために建物周辺の地形・地盤を調査した		
(11) 短辺割増し			
・簡便法の場合	短辺の長さが4.0m未満なので1.13倍とした		
・精算法の場合	短辺の長さが6.0m未満であり ア 4.0m未満なので1.3倍とした イ 4.0m以上6.0m未満なので1.15倍とした		
(12) 接合部低減係数	低減係数は、接合部Ⅰ～接合部Ⅳ、基礎Ⅰ～基礎Ⅲの組合せを考慮し適切に算出した		
・接合部Ⅰの場合 のみの確認事項	金物を平成12年建設省告示1460号二の表から選定し妥当性を確認した 金物をN値計算により選定し換算N値計算書の添付、妥当性を確認した 金物の種類の妥当性を確認するとともに、図面に明記した		

項目	確認内容及び数値等記入	YES	NO
(13) 耐力算定用面積	庇・バルコニー等の面積の加算は適切である		

(14) 保有耐力	強さ $P = P_w + P_e$ の加算は適切である (P_w : 壁の耐力、 P_e : その他の耐震要素の耐力)		
(15) 壁強さ倍率	壁強さ倍率は二重加算していない		
	筋交いと合板の壁強度の合計が 10kN/m を超える場合は 10kN/m とした		
(16) 壁長さ	筋交いの場合は 90 cm 以上、面材の場合は 60 cm 以上のみを計測した		
(17) 配置低減	耐力要素の配置、剛性率や偏心率等の状況に応じた適切な低減を行った		
(18) 劣化事象	劣化事象が認められたので係数の低減を行った		
(19) 上部構造評点	各階・各方向 (X・Y) について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、その最小値を上部構造評点とした		
(20) 基礎	現況及び計画の基礎の状況が計算書と整合していることを確認した		

【2】補助対象工事費の適性チェック

※住宅の耐震性能の向上のために行う工事は補助対象となりますが、単なるリフォーム工事は補助対象外です。
ただし、下表に示すとおり、一部は附帯工事として補助対象となります。

項目	確認内容及び数値等記入		
		YES	NO
(1) 本体工事の内容	以下のア～カ以外の経費が含まれていないことを確認した ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事 イ 屋根を軽量化する工事 ウ 床面の剛性を高める工事 エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法による補強工事 オ 知事が別途認める工法により耐震改修を行い、かつ、上記アと同等の耐震性を有するものと認められるもの カ 上記の工事に伴う附帯工事		
(2) 附帯工事の内容	① 補強する壁の周囲 91 cm 範囲内の外壁及び耐震改修工事を実施する室に係る、内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事のみが補助対象		
	② 附帯工事は、撤去・復旧であり機能向上となっていない		
	③ 建具の取り替え工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに係る工事は耐力壁設置工事に伴い必要となるものである		
	④ 屋根の下地材及び樋の取り替え工事は屋根の軽量化に伴うものである		
	⑤ 屋根の軽量化に伴う樋工事には堅樋を含んでいない		
	⑥ 劣化改善工事は耐震改修と同時に行うものである		

相続人代表者指定(変更)届兼同意書

年 月 日

多可町長 様

住 所
相続人代表者 フリガナ 印
氏 名
電話 () 相続分 /
被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他()

年 月 日 第 号をもって交付決定のあった(年 月 日に交付申請をした)
年度多可町住まいの耐震化促進事業について、次のとおり、事業を引き継ぐ代表者を要綱第5条第2号の
規定により提出します。
また、本事業を相続人代表者が引き継ぐことに同意します。

被相続人	亡くなった方の氏名		死亡時の住所	死亡年月日	
		フリガナ			年 月 日

相続人(相続人代表者を除く)	氏 名	印	住 所	被相続人からみた続柄	相続分
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/

※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。

※この届は、民法上の相続や相続税とは何ら関係ありません。

様式第耐震1-1号
耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修計画策定費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	Tel	
建築確認年月日	年 月 日 第	号	・ 不明
検査済証	年 月 日 第	号	・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 棟数 棟、戸数 戸（うち補助対象戸数 戸）	2 共同住宅	
規模（改修前）	地上 階 地下 階 塔屋 階		
	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
住宅耐震改修計画策定費補助金額	円		
住宅耐震改修計画策定費算定	戸建住宅	<input type="checkbox"/> 200,000 円（上限） <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額（ ）×2/3	
	共同住宅	<input type="checkbox"/> 円＝ 120,000 円×（ ）戸（上限） <input type="checkbox"/> 円 耐震診断・耐震改修計画策定見積額（ ）×2/3	
備考			

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

補助金 算定・精算書

住宅改修業者登録 第 号
 所在地
 会社名
 代表者名 印

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

(住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		
住宅の建て方 ^{※1}	・ 戸建住宅	・ 共同住宅
(共同住宅の場合)	住戸数(a)	戸
	うち補助対象戸数(b) ^{※2}	戸
総工事費 (c)=(a)+(b)		円
補助対象工事費 (a)		円
その他工事費 (b)		円
補助金額 ^{※3} (f)		円

- ※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。
- ※2 所得が 12,000 千円以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。
- ※3 住宅耐震改修工事費補助の交付申請に使用する場合は、以下の算定表に基づき算出した補助金額を記入してください。(住宅耐震改修計画策定費補助の場合は記入不要)
- ※ 変更交付申請の際に使用する場合は、変更前を()書きで併記してください。

【補助金額(f)の算定表】

区分	補助金額				
戸建住宅	耐震改修工事に要する額	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上
	補助額(定額)	30万円	50万円	80万円	100万円
共同住宅	(耐震改修工事に要する額 (上限 80 万円/戸)) × 1/2 (千円未満の端数切捨て)				

【添付書類】耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書 (例)

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税	1 -	式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事	1 -	式		
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A・1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1 -	式		
(2)耐震補強工事 1	1 -	式		
(3)耐震補強工事 2	1 -	式		
(4)屋根工事	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
() ...	1 -	式		
A・2 共通費・諸経費	1 -	式		
A・3 消費税	1 -	式		
A 合計				

(第 1 面 / 面)

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名称	摘要	数量	単	単価	金額	備考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
...						
	計					
(2)耐震補強工事 1						
	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュアップ	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
	計					
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
	計					
()						
	計					

(第 面 / 面)

耐震診断報告書

様

耐震診断者氏名 印
 () 建築士 () 登録第 号
 建築士事務所名
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の名称	
	所在地
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果*1 評点 _____	(所見)
4 改修後における耐震診断結果 評点 _____	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
5 備考	

【添付資料】耐震診断計算書（改修前後）

- 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断結果を添付することにより改修前の耐震診断計算書を省略することができます。（改修後の耐震診断計算書は省略できません。）

様式第耐震1-2号
耐震改修工事住宅概要書（個表）

（住宅耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	〒	
工事監理者 又は施工者	事務所等名		
	担当者氏名	〒	
建築確認年月日	年 月 日	第 号	・ 不明
検査済証	年 月 日	第 号	・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	1 戸建住宅 棟数 棟、戸数 戸（うち補助対象戸数 戸） 2 共同住宅		
規模 改修前：上段（ ）書き 改修後：下段	地上（ ）階 地下（ ）階 塔屋（ ）階		
	建築面積（ ）㎡ 延べ面積（ ）㎡		
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	㎡	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）		
備考			

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第 6 項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名 印
 () 建築士 () 登録第 号
 建築士事務所名
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

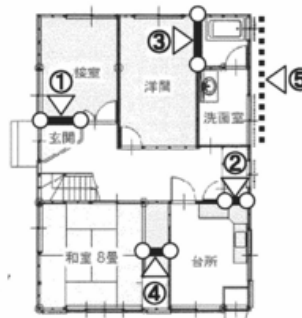
耐震改修工事状況写真（写真は次頁以降に添付）

1	住宅の名称		
	所在地	〒	
2	工事写真撮影箇所図*		

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください（別紙可）。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容
 ①構造用合板による壁補強
 ②構造用合板による壁補強
 ③筋交い(たすき掛け)による壁補強
 ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強
 ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)
 ※△は施工方向を表す
 ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例
 改修前、接合部補強（柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右）、構造用合板（受材等設置、合板設置）、仕上

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

--	--

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

--	--

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

写真 No. 工事箇所 No.
工事内容 ()

--	--

※ この用紙をコピーの上、お使いください。

(第 面 / 面)

耐震改修工事実績公表同意書

多可町長様

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地
会社名
代表者名 印

下記のとおり、本工事の実績を公表することについて、同意します。

記

- 1 業者について
住宅改修業者登録番号、会社名、所在地、連絡先 (TEL)、実施件数
- 2 工事内容について
住宅改修業者登録番号、会社名、工事場所(町名のみ)、補助種別、建て方、構造、
築年数、階数、戸数、延べ面積、改修前評点、改修後評点、補助対象経費、工事内容、
延べ面積当り評点上昇分当り補助対象経費※

※補助対象経費÷延べ面積÷(改修後評点-改修前評点)

耐震改修工事実績公表内容報告書

多可町長様

住宅改修業者登録 兵住改 第 号
所在地 〒

会社名
代表者名 印
連絡先 (TEL)

下記のとおり、本工事の実績について、報告します。

記

①	工事場所(市町名のみ)	
②	補助種別	<input type="checkbox"/> 住宅耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修工事費補助 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事費補助
③	建て方	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
④	構造	
⑤	築年数	
⑥	階数	地上 階 地下 階
⑦	戸数	戸
⑧	延べ面積 (㎡)	㎡
⑨	改修前評点	
⑩	改修後評点	
⑪	補助対象経費 (円)	円
⑫	工事内容	<input type="checkbox"/> 基礎、柱、はり、耐力壁等の補強工事 <input type="checkbox"/> 屋根軽量化工事 <input type="checkbox"/> 耐震改修以外の工事(補助対象経費に含んでいる場合のみ)
⑬	延べ面積当り評点上昇 分当り補助対象経費※	円

※補助対象経費(⑪)÷延べ面積(⑧)÷(改修後評点(⑩)-改修前評点(⑨))

様式第耐震簡1号
耐震改修住宅概要書（個表）

（簡易耐震改修工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 申請者の住所と同一 2 申請者の住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	〒	
建築確認年月日	年	月	日 第 号 ・ 不明
検査済証	年	月	日 第 号 ・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
形態種別	<input type="checkbox"/> 戸建住宅		
規模（改修前）	地上	階	地下
	階	塔屋	階
	建築面積	m ²	延べ面積
			m ²
設備要件	1 居室 2 台所 3 トイレ 4 出入口		
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積	m ²	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合 %
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造		
改修前における耐震診断結果※	改修前 点 ・ 未診断 (補助対象は、評点が0.7未満と診断されたものに限る)		
事業予定額 (補助対象経費)	耐震診断		円
	耐震改修計画策定		円
	耐震改修工事（見込み）		円
	計		円

添付書類

- ・ 店舗等の部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの）

補助金精算書

住宅改修業者登録 第 号
 所在地
 会社名
 代表者名 印

下記のとおり精算致します。

(簡易耐震改修工事費補助)

住宅の所有者		
住宅の所在地		
総費用 (f)=(e)+(d)		円
補助 対象 経費	耐震診断費 (a)	円
	耐震改修計画策定費 (b)	円
	耐震改修工事費 (c)	円
	合計 (e)=(a)+(b)+(c)	円
補助対象外経費 (d)		円

※ 1 補助対象金額の内容が分かる内訳書を添付すること。

耐震改修内訳書 (例)

I. 耐震改修 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 住宅耐震診断費用				
住宅耐震診断費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(a)				
B. 改修計画費用				
改修計画費用	1	式		
消費税	1	式		
小計(b)				
C. 補助対象工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(c)				
D. 補助対象外工事				
直接工事費	1	式		
共通費・諸経費	1	式		
消費税	1	式		
小計(d)				
総計(f)=(a)+(b)+(c)+(d)				
~~~~~				
C. 補助対象工事				
C-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1	式		
(2)耐震補強工事1	1	式		
(3)耐震補強工事2	1	式		
(4)屋根工事	1	式		
( ) …	1	式		
C-2 共通費・諸経費	1	式		
C-3 消費税	1	式		
C 合計				

(第 1 面 / 面)

C. 補助対象工事 内訳明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
<b>(1)直接仮設工事</b>						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
...						
	計					
<b>(2)耐震補強工事 1</b>						
	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュアップ	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
	計					
<b>(4) 屋根工事</b>						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
	計					
<b>( )</b>						
	計					

(第 面 / 面)

**耐 震 診 断 報 告 書**

様

耐震診断者氏名 印  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 建築士事務所名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

様の所有されている住宅の耐震診断の結果について、下記のとおり改修前及び改修後の耐震診断が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果※1	(所 見)
評点 _____	
4 改修後における耐震診断結果	(耐震改修の方針)
評点 _____	(具体的な補強方法)
5 備 考	

【添付資料】耐震診断計算書（改修前後）※1

※ 1 平成 12 年度から 14 年度までの間に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断結果を添付することにより改修前の耐震診断計算書の添付を省略することができます。(改修後の耐震診断計算書の添付は省略できません。)

**耐震改修工事実施確認書**

本耐震改修工事は、 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第6項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名 印  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 建築士事務所名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

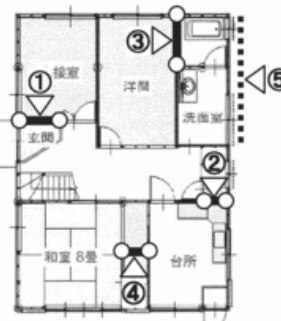
耐震改修工事状況写真

1	住宅の名称		
	所在地	〒	
2	工事写真撮影箇所図*		

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください (別紙可)。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容  
 ①構造用合板による壁補強  
 ②構造用合板による壁補強  
 ③筋交い(たすき掛け)による壁補強  
 ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強  
 ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)  
 ※△は施工方向を表す  
 ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例  
 改修前、接合部補強 (柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右)、構造用合板 (受材等設置、合板設置)、仕上

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

--	--

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

--	--

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

写真 No.          工事箇所 No.  
工事内容 (                                  )

--	--

※ この用紙をコピーの上、お使いください。

(第   面 /   面)

様式第耐震部分1号  
耐震改修工事住宅概要書（個表）

（屋根軽量化工事費補助）

住宅の名称			
住宅の所在地（地番）			1 住所と同一 2 住所と別
住宅の所有者	氏名		
	住所	〒	
工事監理者 又は施工者	事務所等名		
	担当者氏名	〒	
建築確認年月日	年	月	日 第 号 ・ 不明
検査済証	年	月	日 第 号 ・ 不明
建築年月	年 月頃竣工		
規模 改修前：上段（ ）書き 改修後：下段	地上（ ）階	地下（ ）階	塔屋（ ）階
	建築面積（ ）	m ²	延べ面積（ ）m ²
店舗等併用住宅の 場合の規模	店舗等の用に供 する部分の 床面積 m ²	延べ面積に対する 店舗等の用に供する部分 の床面積の割合	%
構造種別	1 木造      2 鉄骨造      3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造      5 その他（ ）		
備考			

添付書類

- 1 補助金 算定・精算書（様式第耐震部分2号）
- 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
  - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
  - (2) 住宅の登記事項証明書
  - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
  - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 3 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書)
- 4 所得証明書（写し）（最新年度で、発行から6ヶ月以内）
- 5 完納（納税）証明書（写し）（発行から1ヶ月以内）
- 6 住宅耐震改修に係る図書
  - (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
  - (2) 配置図
  - (3) 平面図（間取図）、現況写真等
  - (4) その他耐震改修工事内容（仕様等）が確認できる図書
- 7 改修工事に係る建築確認済証の写し（改修工事（増改築含む）に建築確認が必要な場合のみ）



**補助金 算定・精算 書**

住宅改修業者登録 兵住改 第 号  
 所在地  
 会社名  
 代表者名 印

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

( 屋根軽量化工事費補助 )

住宅の所有者	
住宅の所在地	
総工事費 (c)=(a)+(b)	円
補助対象工事費 (a)	円
その他工事費 (b)	円

【添付書類】耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書 (例)

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税	1 -	式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事	1 -	式		
直接工事費	1 -	式		
共通費・諸経費	1 -	式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A・1 直接工事費				
(1)直接仮設工事	1 -	式		
(2)耐震補強工事 1	1 -	式		
(3)耐震補強工事 2	1 -	式		
(4)屋根工事	1 -	式		
( ) …	1 -	式		
( ) …	1 -	式		
( ) …	1 -	式		
( ) …	1 -	式		
A・2 共通費・諸経費	1 -	式		
A・3 消費税	1 -	式		
A 合計				

(第 1 面 / 面)

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名称	摘要	数量	単	単価	金額	備考
<b>(1)直接仮設工事</b>						
墨出し			式			
足場			m ²			
養生			m ²			
...						
	計					
<b>(2)耐震補強工事 1</b>						
	①和室 1					
構造用合板	t=12		m ²			
壁 部分解体			m ²			
床 部分解体			m ²			
天井部分解体			m ²			
壁 部分仕上			m ²			
床 部分仕上			m ²			
天井部分仕上			m ²			
片引きフラッシュドア	しな合板 W900*H1,820		箇所			新設
	計					
<b>(4) 屋根工事</b>						
屋根ふき替え工事			m ²			
樋取替え工事	横樋 取替え工事		m			
	計					
<b>( )</b>						
	計					

(第 面 / 面)

**耐震工事業計画書**

様

施工者 住宅改修業者登録 兵住改 第 号  
 所在地  
 会社名  
 代表者名 印

様の所有されている住宅の耐震改修工事の計画は下記のとおりですので報告します。

記

1 住宅の名称	
所在地	〒
2 耐震改修の概要	(補強方式) <input type="checkbox"/> 非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事  (補強内容)
3 改修前の診断結果(総合評点)	改修前 点 (屋根軽量化工事費補助の補助対象は、評点が0.7以上と診断されたものに限る)
4 備考	

※ 改修前の住宅の診断結果について次のいずれかを添付してください。

- 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」の診断結果
- 新たに現況住宅の一般診断を行った場合は、当該耐震診断計算書（診断者の記名押印のあるものに限る。）

### 耐震改修工事実施確認書

本耐震改修工事は、 年 月 日付 第 号の交付決定通知書のとおり実施しており、当該申請書に記載している改修後の耐震性能を有することを確認しましたので、補助金交付決定通知書第 6 項に規定する耐震改修工事状況写真を添えて報告します。この確認書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認者氏名 印  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 建築士事務所名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

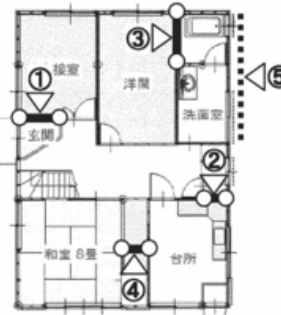
耐震改修工事状況写真

1	住宅の名称	
	所在地	
2	工事写真撮影箇所図*	

※ 工事写真撮影箇所図について

- (1) 右図の例にならって撮影箇所を図示してください (別紙可)。
- (2) 補強箇所を明示し、凡例を設ける等して適宜補強方法を付記してください。
- (3) 次頁以降の工事写真には、工事写真撮影箇所図の補強箇所番号を明示してください。

※補強内容  
 ①構造用合板による壁補強  
 ②構造用合板による壁補強  
 ③筋交い(たすき掛け)による壁補強  
 ④筋交い(片筋交い)、構造用合板による壁補強  
 ⑤基礎補修(エポキシ樹脂)  
 ※△は施工方向を表す  
 ※○は接合部補強を行う箇所を表す



※ 工事写真について

- (1) 工事写真は次頁様式を参考に、改修前・工事中・改修後の写真を添付してください。

例) 構造用合板による補強、接合部補強を行う場合の写真例  
 改修前、接合部補強 (柱頭左・柱頭右・柱脚左・柱脚右)、構造用合板 (受材等設置、合板設置)、仕上



### 住宅概要書

補助対象		□建替・□防災ベッド	
申請者等	申請者氏名	TEL	
	申請者住所		
	所得	年度（	年中）所得 円
（防災ベッドを設置する住宅） 除却する住宅	所有者氏名	（申請者との関係）	
	居住者氏名※	（所有者との関係）	
	所在地		
	築年月		
	構造・階数	構造	階数
	耐震診断結果	「危険」・「やや危険」（評点又はIs値）	
（防災ベッドの場合記入不要） 新たに建築する住宅	所有予定者		
	居住予定者		
	設計者	氏名	印
		建築士資格（	）
	耐震基準適合証明者	現行の建築基準法に適合していることを証明します。	
		氏名	印
	建築士資格（	）	
工事費見積額	合計	円	
	内訳	除却費（	）建築費（
			）
工事完了予定年月日			
（建替の場合記入不要） 防災ベッド	製造者・名称等		
	設置費見積額		

※居住者は代表者

補助金 算定・精算 書

住 所  
会 社 名  
代表者名



下記のとおり 算定 ・精算 いたします。

申 請 者 氏 名	
申 請 者 住 所	
総工事費(a)=(b)+(c)	( 円) 円
補助対象工事費 (b)	( 円) 円
その他工事費 (c)	( 円) 円
補 助 金 額 (d)	( 円) 円

(備 考)

- (1) 補助対象工事費(b)については、建替工事費補助工事費のみ記入してください。
- (2) 変更交付申請する場合は、変更前を上段 ( ) 書き、変更後を下段に記入してください。

【補助金合計額(d)の算定表】 建替工事費補助	
補助対象工事費(b)	補助金額(d)
1戸当たり1,000,000円以上	1戸当たり1,000,000円